

中小企業の
皆さまへ

2021年度版

信用保証の ご案内

Credit Guarantee Guide



信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入をスムーズにする公的機関*です。
全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。

*信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

目次

- P2-P3** 1.コロナ克服サポートプラン
- P4-P5** 2.経営支援メニュー
- P6-P7** 3.ライフステージに応じた支援と相談窓口
- P8-P11** 4.主な保証制度のご案内
 - P 8 創業関連保証・創業等関連保証・小口零細企業保証・短期継続保証
 - P 9 BCP策定サポート保証・経営安定関連(セーフティネット)保証・危機関連保証
 - P10 未来につなぐ地域社会応援保証(みらいにつなぐ)・特定社債保証・事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証 感染症対応型)
 - P11 事業承継特別保証・経営承継借換関連保証・特定経営承継関連保証
- P12** 5.信用保証協会のご利用について
- P13** 6.経営者保証について
- P14** 7.信用保証料について
- P15** 8.本店・支店のご案内

信用保証協会ご利用のメリット



無担保でのご利用が可能

信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。

融資枠の拡大が可能

金融機関の独自融資(プロパー融資)と併用することにより、融資枠の拡大が図れます。

ニーズに応じた資金調達が可能

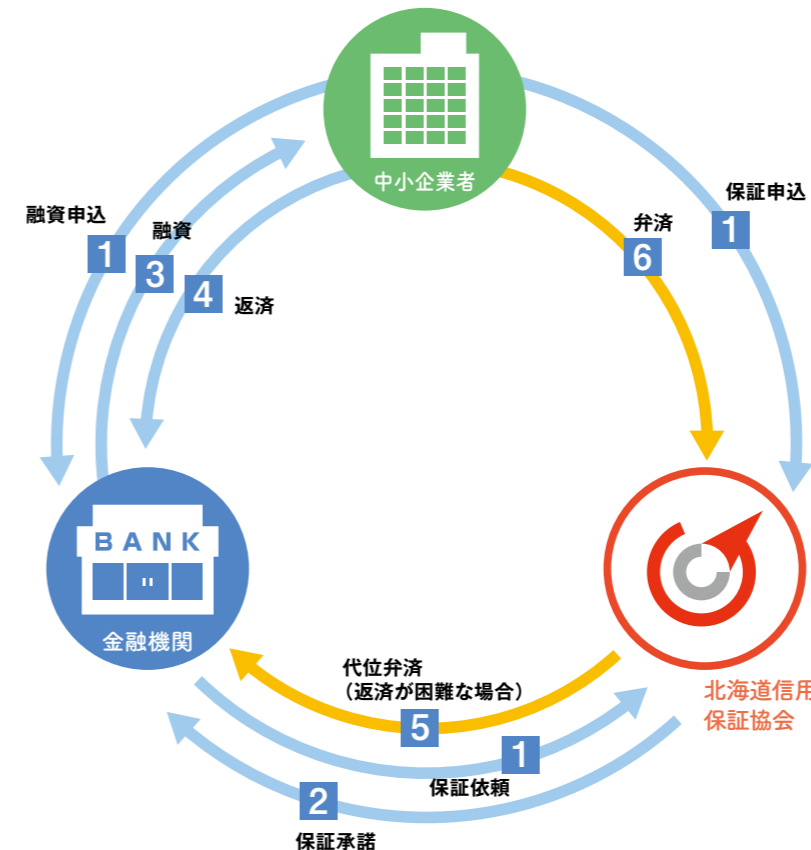
協会独自の制度のほか北海道・市町村「制度融資」がご利用可能です。短期的な運転資金から長期の設備資金等豊富なメニューをご用意しています。

さまざまな経営支援メニューのご利用が可能

信用保証による金融支援のほか、経営に関するご相談、無料の専門家派遣やセミナーの開催など、経営支援も行っています。

信用保証の仕組み

信用保証は、中小企業、金融機関、および信用保証協会の三者関係で成り立っており、その仕組みは次のとおりです。

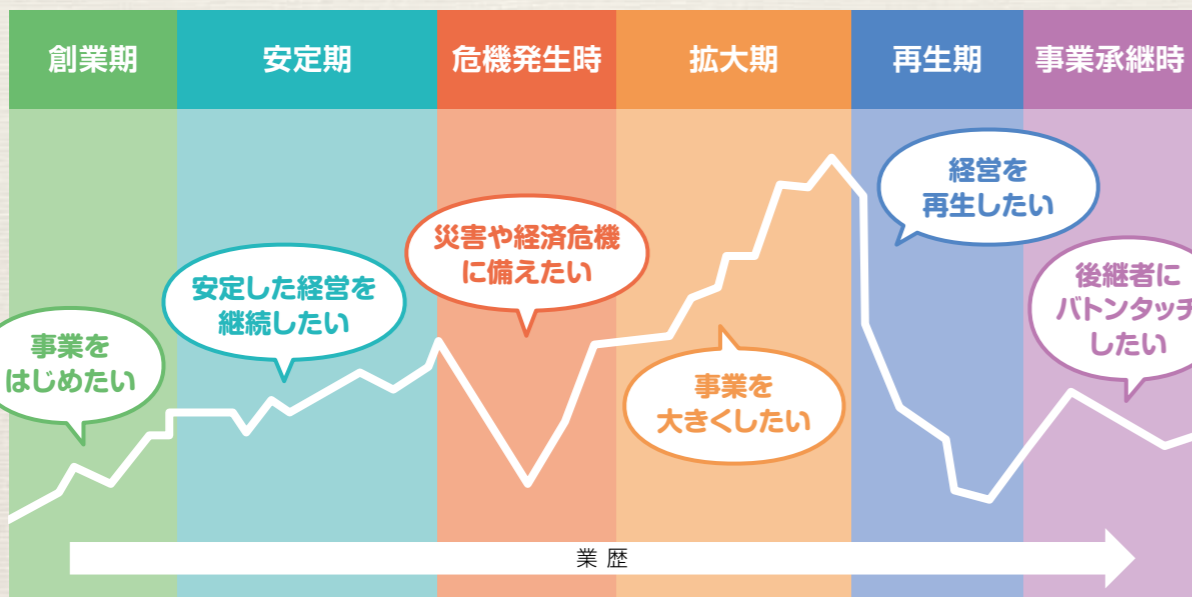


- 1 中小企業の方が保証付き融資を受ける場合、金融機関を経由する方法と信用保証協会へ申込み方法があります。
- 2 信用保証協会は企業の経営内容を審査し、保証の諾否を金融機関に通知します。
- 3 保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行します。そのとき、中小企業の方には利息とは別に所定の信用保証料をご負担いただきます。
- 4 融資を受けた条件により金融機関へご返済いただくことになります。
- 5 万一その期限に返済が不可能となった場合は、金融機関の請求により信用保証協会が中小企業の方(借入人)に代って借入金を金融機関へ返済(代位弁済)します。
- 6 代位弁済後は中小企業の方(借入人)と相談をしながら、信用保証協会へご返済いただくこととなります。

信用保証協会は、がんばる企業のパートナーです

私たち北海道信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添うパートナーとして、起業のご相談から後継者への事業承継まで、企業のライフステージに応じた豊富な支援メニューをご用意し、多様なニーズにお応えします。

企業のライフステージ



コロナ克服サポートプラン

新型コロナ克服に向けて、何から取り組むべきか分からないというご相談から、課題解決に必要な資金調達の支援まで、経営支援と金融支援を一体化させた克服プランでお手伝いします。

新型コロナ対応にお困りの経営者の皆さまへ



コロナ克服サポートプランをご用意しています

プッシュ型経営支援

悩みを聞いて欲しい

信用保証協会が金融機関・支援機関と連携した世話焼き隊となり経営改善のお手伝いをいたします

経営課題に関して具体的な取り組み方法が分からない、保証制度について知りたい等、事業に関するお悩みをお聞かせください。支援機関等(※)とも連携し経営改善のお手伝いをいたします。
※北海道中小企業総合支援センター、中小企業診断協会北海道等

経営課題を解決したい

無料 専門家派遣

既存事業の改善はもちろん、新型コロナを克服するための業態転換や新規事業のアドバイス等をいたします。

▼派遣可能な専門家の例

- 中小企業診断士
- 社会保険労務士
- カラーコーディネーター
- 販売士
- 公認会計士
- 税理士 など

多様な資金ニーズにマッチした保証メニュー

計画を策定し、金融機関の伴走支援を受ける制度

伴走支援型特別保証

信用保証料のお客様負担は0.2%
ご利用にあたっては売上減少等の要件があります。

さらなる多様な対策のために

保証料10%割引 コロナ克服サポート保証

- 地域・雇用を支え経営基盤を守ります
- 事業承継保証
- ポストコロナ社会の新事業を後押しします
- 創業保証
- 環境問題の取組み等を支援します
- SDGsの取組を応援する保証制度

伴走支援型特別保証

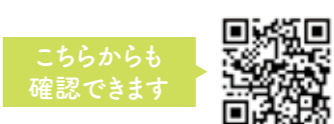
資格要件	新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連(セーフティネット)保証(SN)4号・5号または危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した方。 ※SN5号認定の場合は、売上高減少率が15%以上の方が対象です。			
保証限度額	4,000万円以内			
保証割合	SN4号・危機関連 SN5号	責任共有外(100%保証) 責任共有対象(80%保証)	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)
信用保証料率	0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)			
国による保証料補助	0.65%相当の額(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助します。 事業者負担は一律0.2%相当額 ※条件変更保証料は補助対象外。			
対象資金	経営の安定に必要な事業資金	返済方法	一括返済または分割返済	
貸付形式	証書貸付または手形貸付	貸付金利	取扱金融機関所定利率	
担保	必要に応じて			
保証人	原則として法人代表者のみ 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。			
必要書類	①認定書 ②行動計画書 ③経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)			

コロナ克服サポート保証

資格要件	新型コロナ克服に向けた取り組みを行う方									
保証限度額	2億8,000万円以内 ただし、一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内による取り扱いとなります。									
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)	保証割合	責任共有対象(80%保証)							
信用保証料率	通常料率から 10%割引 (単位:年率%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	
※有担保の場合、0.1%を差し引いた保証料率を適用。 ※会計参与設置会社の場合、0.1%を差し引いた保証料率を適用。										
対象資金	「コロナ克服サポート保証 取り組み内容説明書」に記載のある新型コロナ克服に向けた取り組みに係る事業資金(運転・設備資金の併用可)となります。 ※借換は原則対象外ですが、借換対象が本制度かつ同一金融機関における借換資金は対象となります。									
貸付形式	証書貸付または手形貸付	貸付金利	取扱金融機関所定利率							
返済方法	一括返済または分割返済	担保	必要に応じて							
保証人	原則として法人代表者のみ									
必要書類	信用保証協会所定の保証申込書類の他、「コロナ克服サポート保証 取り組み内容説明書」(様式番号2159)が必要です。									

- 取り組み例 新型コロナによって生じた以下の課題の解決にお役立ていただけます。
- 感染予防 ●ワーケーション ●店舗レイアウト転換 ●商品・製品見直し ●ワークフロー改革 ●人材育成・研修体制見直し ●リモートワーク
 - テレワーク ●サテライトオフィス ●営業スタイル転換 ●メンタルヘルスケア ●BCP見直し ●非接触 ●Web会議 etc.

特設サイト
<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/supportplan/>



《ご利用いただける方》当協会のご利用があり経営改善意欲をお持ちの方

専門家派遣

- 最大10回(10日)のアドバイス**
最大10回(10日)の中でさまざまな経営課題に関するアドバイスを受けられます。
- 「まずはちょっとだけ」でもOK**
「まずは短時間、話を聞きたい」「1課題のみでいい」等、さまざまなニーズに対応します。
- 最適な専門家を選定**
派遣する専門家は当協会にて選定しますので、お客さまご自身で探す手間を省くことができます。

専門家派遣を行った翌年度に当協会職員にてフォローアップをいたします。



●接客指導方法
●人材育成方法



●製造工程改善
●商品レイアウト
●販促方法

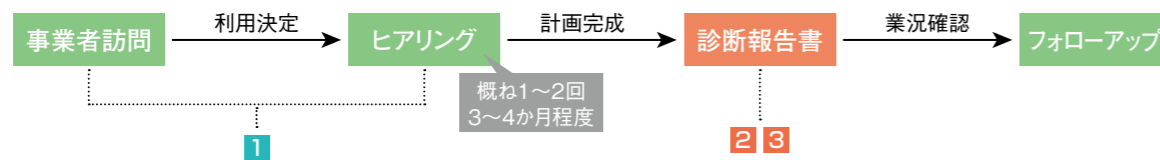


●資金繰り改善
●補助金・助成金活用



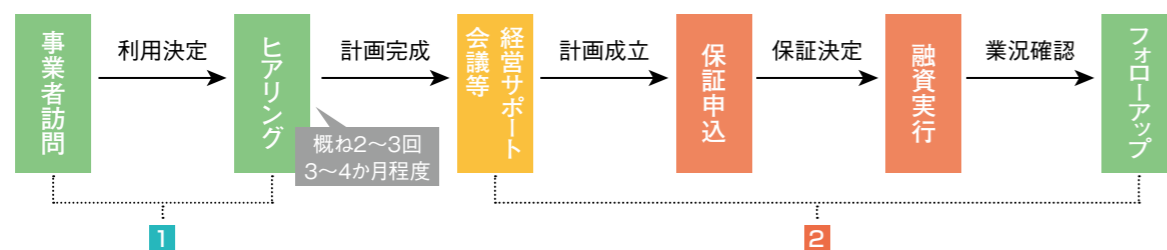
●HP・SNS活用
●マニュアル整備
etc....

経営診断



- 当協会にて選定した専門家を派遣し、お客さまの経営課題等を確認します。
- お客さまから確認した内容を診断結果として取りまとめ、報告書としてお渡します。
- 報告書は、今後のお客さまの経営の参考資料としてご活用ください。

経営改善計画策定支援



- 経営状況を把握したうえで、経営安定のために借入を行う必要があると当協会が判断したお客さまに対し、経営改善計画の策定支援を行います。
- 経営サポート会議等(次頁をご覧ください)にて経営改善計画を説明し、取引金融機関の合意を得たうえで、金融支援を行います。
※ただし、ケースによってはお客さまのご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

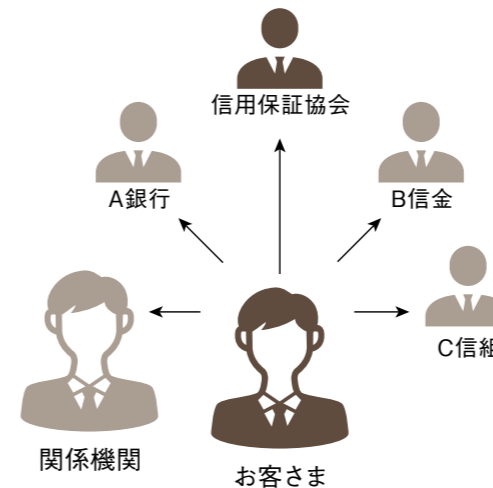


経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。

個人では、それぞれに説明しに行くのも、意見の集約も大変

経営サポート会議を行うと一堂に会した相談が可能



申し込みは、書面1枚のみでOK

ご利用のメリット

- 金融機関・関係機関が一堂に会することから、それぞれの機関に相談を行う手間が省けます。
- 関係機関が一堂に会し意見交換を行うことで、よりの確なアドバイスを受けることができます。
- 信用保証協会が会議開催の日程調整を行うため、お客さまの負担軽減につながります。

活用の場

下記のような場合に、ご活用いただいております。

- 創業計画や経営改善計画の説明
- 新規借入の相談
- 返済条件の見直しの相談
- 経営支援等の相談



WEB利用によるオンライン会議も対応しています。

ライフステージに応じた支援と相談窓口

ライフステージに応じた支援

創業支援

創業サポートガイド



オーエンチャンネル

北海道でご活躍されている創業者をご紹介します、創業を夢見ている方へのアドバイスとなる動画を提供しています。
※オーエンチャンネルは、動画共有サイト「YouTube」で「オーエンチャンネル」と検索してください。



専門家派遣



事業承継支援

後継者問題について円滑に課題解決を行うための経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

事業承継サポートデスク(本店 企業支援課内)

TEL **011-241-5605** FAX 011-221-1089



支援機関と連携した経営相談

経営者の高齢化と後継者の不在 経営資源を引き継ぐ方法 事業承継を進める手順

相談

サポートデスク

北海道事業承継・引継ぎ支援センター
(親族内承継やM&Aによる事業承継の検討等)

北海道中小企業総合支援センター
(経営相談全般)

中小企業・小規模事業者

金融と経営の一体的支援

金融機関

連携

北海道信用保証協会

連携

北海道事業承継・引継ぎ支援センター
北海道中小企業総合支援センター
中小企業基盤整備機構 北海道本部

相談窓口

経営金融相談専用ダイヤル

相談料無料

経営・金融相談にお応えします。

時間 平日 8:55~17:10(土・日・祝祭日を除く)

フリーダイヤル **0120-279-540**

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、011-241-5605をご利用ください。(通話料はお客様の負担となります)

夜間経営相談窓口

相談料無料 予約不要

日中の来店が難しい方の、経営・金融相談にお応えします。

時間 原則、毎月第1・第3火曜日の当協会営業日
17:10~19:40

場所 北海道信用保証協会 本店1階
(札幌市中央区大通西14丁目1番地)

TEL **011-241-5605**

FAX 011-221-1089

海外展開サポートデスク

海外展開に係る経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

※中小企業基盤整備機構北海道本部・日本貿易振興機構(JETRO)・国際協力機構(JICA)等の関係機関と連携しています。

TEL **011-241-5605** FAX 011-221-1089



金融機関の紹介窓口

取引金融機関がない場合や既存の取引金融機関から十分な融資を受けられない場合に、信用保証協会が他の金融機関を紹介する相談窓口を設置しております。本支店窓口(P15参照)またはフリーダイヤルへお気軽にご相談ください。

※紹介した金融機関での審査があります。

〈ご相談窓口〉<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/contact>



主な保証制度のご案内

企業のライフステージ



事業を始めたい

創業期

● 創業関連保証・創業等関連保証

創業を目指す方を手厚くサポートします。

対 象	創業をお考えの方、創業後5年未満の方
保証限度額	3,500万円 ※創業関連保証と創業等関連保証の合算の金額になります。
期 間	10年以内(据置期間 1年以内)
返済方法	原則、分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年0.86% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



〈創業を考えている方へ〉

創業に関するご相談を無料で行っています。
また、当協会では創業セミナーも実施しています。

〈創業後のフォローアップ〉

当協会の「創業支援チーム」がお客さまを訪問し、創業に関するご相談に応じます。
また、ご希望がある場合は中小企業診断士等の専門家を無料で派遣します。

安定した経営を継続したい

安定期

● 小口零細企業保証

対 象	常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下等の小規模事業者の要件に該当する方
保証限度額	2,000万円(ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。)
期 間	原則、10年以内(据置期間 1年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年0.50~2.20% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



● 短期継続保証

対 象	短期資金の継続利用で資金繰りを安定させたい方 ※直近決算に基づく財務要件があります。
保証限度額	3,000万円(平均月商の2倍以内)
期 間	12か月以内
返済方法	一括返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.45~1.90% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



災害に備えたい

危機発生時

● BCP策定サポート保証

対 象	事業継続計画(BCP)策定または見直しを行い、災害時に予め備える取組みを行う方
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.40~1.71%(基準料率から10%割引) ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



危機を乗り越えたい

危機発生時

● 経営安定関連(セーフティネット)保証

市区町村の認定を受けた特定中小企業者に

対 象	取引先の倒産や自然災害等により経営の安定に支障が生じている方
保証限度額	一般の保証とは別枠 普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円
期 間	定めなし
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.51~0.75% 責任共有外保証料率 年0.60~0.88% ※資格要件1号~4号、6号が責任共有制度の対象外となります。 ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



● 危機関連保証

対 象	新型コロナの影響により市区町村から危機関連保証の認定を受けた方
保証限度額	一般の保証とは別枠 普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円
期 間	10年以内(据置期間2年以内)
返済方法	原則、均等分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年0.60~0.80% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



事業承継時

後継者にバトンタッチしたい

●事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証でお困りの皆さまへ、経営者保証不要の制度です

対 象	事業承継に係る計画を有し、所定の財務要件等を満たす方		
保証限度額	普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円		
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)		
返済方法	一括返済または分割返済	保証人	不要
保証料率	責任共有保証料率 年0.45~1.90% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。) 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、年0.20%~1.15%		

詳しくはこちら



●経営承継借換関連保証

事業承継時に既存の借入を経営者保証不要で借換ができる制度です。

対 象	所定の財務要件等を満たし、事業承継に係る経済産業大臣の認定を受けた方		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)		
返済方法	一括返済または分割返済	保証人	不要
保証料率	責任共有保証料率 年0.45~1.90% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。) 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、年0.20~1.15%		

●特定経営承継関連保証

新代表者の株式等の取得資金をサポートします

対 象	北海道知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	運転資金10年以内(据置期間1年以内) 設備資金15年以内(据置期間1年以内)		
返済方法	一括返済または分割返済	保証人	原則として認定中小企業者のみ
保証料率	責任共有保証料率 年0.45~1.90% 責任共有外保証料率 年0.50~2.20% ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)		

〈事業承継をお考えの方へ〉

事業承継に関するご相談を無料で行っていきます。
「事業承継サポートデスク」(連絡先はP6に記載)では関係機関と連携しワンストップで対応しています。

既存の保証付借入金の借換について

- 保証付借入金の借換および当該借換に伴う新たな借入に対する保証を行うことにより、月々の返済額を軽減することができる場合があります。
- 借換には既存の保証付借入金の条件や、新たな借入金の条件によって制約があるため、借換の可否は信用保証協会窓口までご相談ください。

拡大期

事業を大きくしたい

●未来につなぐ地域社会応援保証(みらいにつなぐ)

持続可能な社会の実現に向け取組む中小企業者を応援します。

対 象	SDGs等の取組みを進め地域社会の形成に積極的に取り組む方
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.40%~1.71%(基準料率から10%割引) ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



●特定社債保証

対 象	直接金融による長期の安定した資金調達を行いたい方 ※直近決算に基づく財務要件があります。
保証限度額	4億4,800万円(発行額の80%の割合保証・発行限度額5億6,000万円)
期 間	2年以上7年以内
返済方法	一括償還または定時償還
保証料率	責任共有保証料率 年0.36%~1.52%(基準料率から20%割引) ※お客様の定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP14をご覧ください。)

詳しくはこちら



再生期

経営を再生したい

●事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証 感染症対応型)

新型コロナウイルスによる影響から早期に事業再生を目指すことを応援します。

対 象	経営サポート会議や再生支援協議会等による計画に基づき事業再生を目指す方
保証限度額	一般の保証とは 別枠 普通保証 2億円(組合 4億円) 無担保保証 8,000万円
期 間	15年以内(据置期間は5年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.80%(経営者保証免除対応の場合 1.00%) 責任共有外保証料率 年1.00%(経営者保証免除対応の場合 1.20%)
国による保証料補助	責任共有制度対象 0.60%(経営者保証免除対応の場合 0.80%)相当の額を国が補助する。 責任共有制度対象外 0.80%(経営者保証免除対応の場合 1.00%)相当の額を国が補助する。 事業者負担は一律0.20%相当額 ※条件変更保証料は補助対象外。
保証人	原則として法人代表者のみ 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

詳しくはこちら



信用保証協会のご利用について

信用保証をご利用いただけるのは、道内に事業所を有し、事業を営んでいる個人事業主、会社、組合、その他法人です。

なお、会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額(出資の総額)のいずれかが次の表に該当することが必要です。

ただし、個人および医業を主たる事業とする法人や特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数のみが該当すれば対象となります。

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等 (運送業・建設業・鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
政令特例業種 ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
政令特例業種 ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▼サービス業中の医業については次のとおりです。

業種	従業員数
医業	個人100人以下 法人300人以下

農業、林業、漁業、金融・保険業および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部は保証の対象なりません。また、許可、認可、届出等を必要とする業種では、当該事業に係る許可等を受けていることの確認が必要です。詳しくは、担当窓口へご相談ください。
※反社会的勢力は信用保証の対象なりません。

▼特定非営利活動法人(NPO法人)

業種	従業員数
製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

経営者保証について

原則として、法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

なお、以下の場合、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とすることができます。

新規保証時

1.【金融機関連携型】

プロパー融資について経営者保証を不要としており、かつ担保によって保全が図られていない場合であって、以下

①②のいずれも満たしている場合

①直近決算期において債務超過でないこと、かつ直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

②法人と経営者の分離等が図られていること

2.【財務型】

財務要件型無保証人保証制度を利用する場合

3.【担保型】

申込企業または経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合

代表者交代時

原則として、既存の保証付貸付に対して、旧代表者、新代表者の双方からの保証は不要です。

取扱金融機関の審査結果を踏まえ、原則として新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証を解除し、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証を追加しません。

個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、当協会の保証をご利用の際は、当協会所定の「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客さまのご同意をいただいております。

保証のご利用にあたって、ご提供いただいたお客さまの個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客さまのご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、「個人情報の取扱いについて」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはございません。

責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会(8割負担)と金融機関(2割負担)とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業にきめ細やかな経営支援が行われることを目的としています。

責任共有制度の対象外となる保証

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、主に「創業」や「小口利用」の場合、さらには「災害等の危機関連」の場合は、責任共有制度の対象外(100%保証)となる保証制度があります。

※責任共有制度の対象外となる保証

- ①小口零細企業保証(全国小口)(ただし、NPO法人の場合は、医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除き、責任共有対象となります。)
- ②無担保無保証人保証(特別小口)(ただし、NPO法人の場合は、医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除き、責任共有対象となります。)
- ③経営安定関連(セーフティネット)保証1～4号および6号
- ④災害関係保証
- ⑤創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
- ⑥事業再生保証
- ⑦破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- ⑧東日本大震災復興緊急保証
- ⑨経営力強化保証(保証割合が100%の保証を同額以内で借り換える場合に限り。)
- ⑩事業再生計画実施関連保証(保証割合が100%の保証を同額以内で借り換える場合に限り。)
- ⑪事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(保証割合が100%の保証を同額以内で借り換える場合に限り。)
- ⑫危機関連保証

信用保証料について

信用保証協会をご利用される際、金融機関への借入利息のほか、信用保証料をご負担いただくことになります。

信用保証料はお客様の経営状況に応じて原則として9つの料率区分に分かれています。(下記保証料率区分表をご参照ください。)

保証料率区分表

責任共有制度の対象となる場合には、「責任共有保証料率」が、小口零細企業保証制度等責任共有制度の対象外となる場合には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

- 責任共有保証料率………0.45～1.90%の9段階
- 責任共有外保証料率………0.50～2.20%の9段階

保証料率区分表

(年率%)

	保証料率区分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

料率が一律の保証

- ・特別小口保険に係る保証
 - ・経営安定関連保証(セーフティネット保証)
 - ・特定経営承継準備関連保証 等
 - ・流動資産担保保険に係る保証
 - ・創業関連保険に係る保証
- 政策的な配慮から
固定の料率が適用されます。

保証料割引について

信用保証料は以下の場合に割引します。

- (1) 会計参与を設置している会社については0.1%割引します。
- (2) 物的担保の提供がある場合は0.1%割引します。(セーフティネット保証等一部の保証は除きます。)

信用保証料の計算方法

1.返済方法が満期一括返済の場合(分割返済の据置部分含む)

$$\text{借入額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間(月数)} / 12 \quad (\text{円未満切捨})$$

2.返済方法が均等分割返済の場合

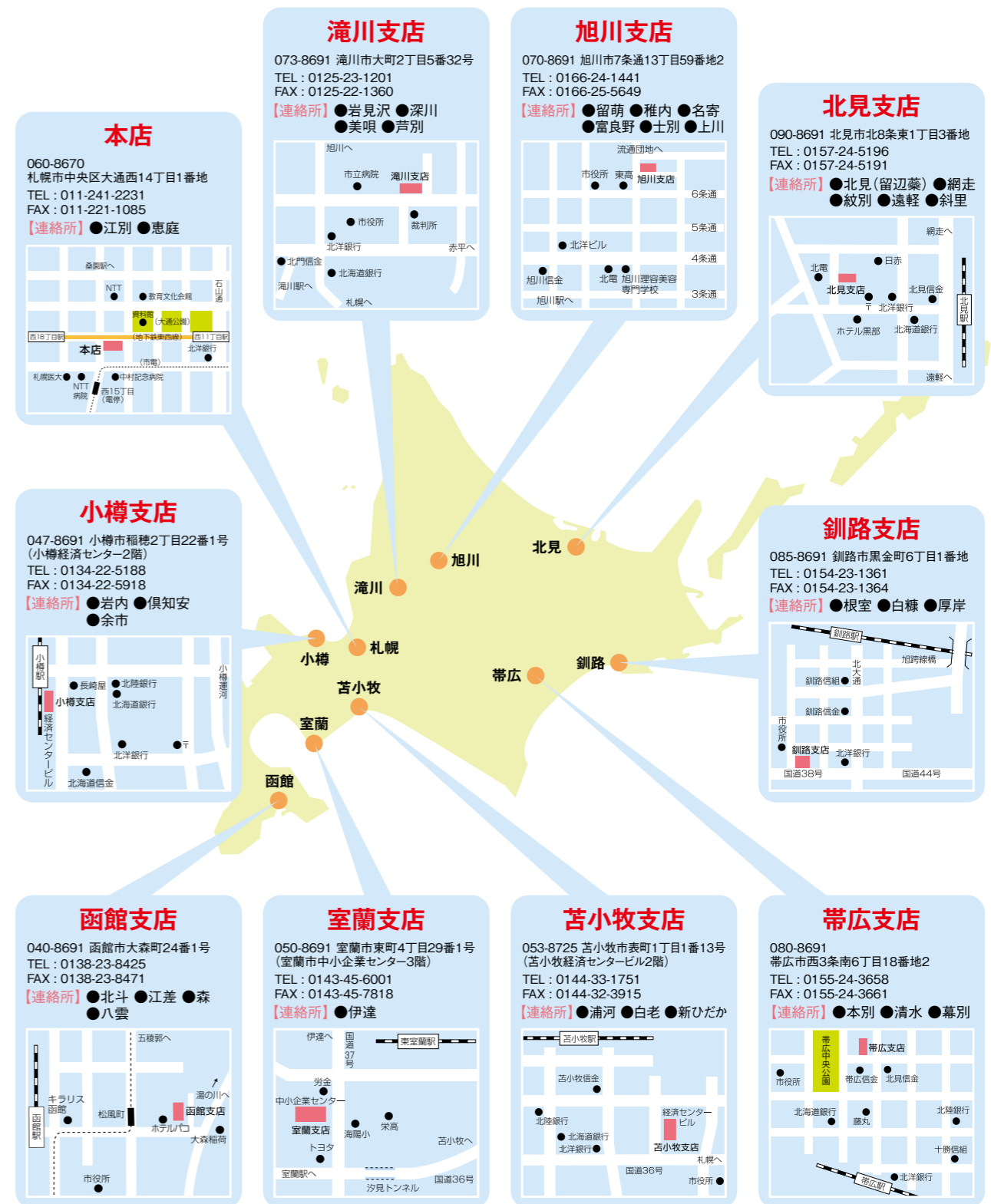
$$\text{借入額} \times \text{信用保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \text{保証期間(月数)} / 12 \quad (\text{円未満切捨})$$

返済回数	均等分割返済係数	不均等分割返済係数
6回以下	0.70	0.77
7回～12回	0.65	0.72
13回～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

本店・支店のご案内

お気軽にご相談ください。

(連絡所は市町村の商工会議所、商工会内にあります)





 北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido